

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大分県宇佐市

## 2 構造改革特別区域の名称

宇佐のうまい酒 製造体験特区

## 3 構造改革特別区域計画の区域

大分県宇佐市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 位置と歴史的沿革

宇佐市（以下「本市」という。）は、大分県北部に位置し、北に周防灘が開け、南は立石山・人見岳等標高 1,000m 弱の山岳を境に玖珠町・由布市に、西は中津市に、東は豊後高田市・杵築市・日出町・別府市にそれぞれ接しており、市の北部は広大な宇佐平野及び標高 40～200m の台地で、中部は標高 500～600m 級の山々、標高 90～120m の盆地と続き、南部は九州の屋根九重山系に通じる標高 1,000m 級の森林地帯で形成されており、その緑豊かな森林地域を源にした多くの支流から恵良川、津房川と水を集め、やがて駅館川となり、寄藻川、伊呂波川などと平行して宇佐平野を流れ周防灘に注いでいる。

また、本市は文化財の宝庫と言われるように、全国 4 万社余ある八幡社の総本宮である宇佐神宮や九州御坊として名高い東西本願寺別院、饅絵、石橋など古い歴史・文化遺産が数多く保存・継承されている。神亀 2（725）年に宇佐神宮が造営されてからは、九州の大半を領地に持ち、宇佐八幡文化の華を咲かせた。しかし、戦国時代頃から宇佐神宮の勢力も漸次衰退し、江戸時代末期には小藩が分立。明治維新以降は、地方自治の準備が進められ、明治 22（1889）年の合併、昭和の大合併等を経て、平成 17（2005）年には宇佐市、安心院町、院内町の 1 市 2 町が合併し、現在の「宇佐市」が誕生した。

### (2) 気候

本市の北部から中部にかけての気候は、瀬戸内気候区に属し年平均気温は 16℃前後、冬季も 0℃以下になることが少なく年間を通じて比較的温暖であり、年間降水量は 1,400mm 前後で降水量が少ない。また、市の南部の気候は、山地型気候区に属し年平均気温は 13～14℃、年間降水量は 1,600mm 程度で、気温が低く降霜・降雪が比較的多いのが特徴である。

### (3) 人口

本市の人口は、2019年10月1日現在、総人口は53,827人である。2015年に策定した宇佐市人口ビジョンにおいては、2020年を通過点として約55,000人、2060年まで50,000人を維持する目標を掲げているが、既に見込みを下回っている状況である。今後、少子高齢化が進み、人口減少による影響が一層深刻化することが予想される。

### (4) 農業

本市は大分県一の穀倉地帯で、平野部では、米・麦・大豆、味一ねぎなどの栽培が盛んに行なわれており、また、安心院・院内の中山間部では、ぶどう、ゆずなどの栽培も行なわれている。穏やかな豊前海にも面しており、多様な地勢は多様な農林水産資源を生み、世界農業遺産認定地域にも選ばれている。こうした土壌を活かした6次産業化や食を通じたまちづくりが盛んに行われている。

### (5) 観光

本市の主要な観光資源として、全国八幡社の総本宮である「宇佐神宮」、昭和の大横綱「双葉山」の生家・記念館、江戸時代より九州御坊と呼ばれ多くの参拝者を集める東西本願寺別院のほか、耶馬溪溶岩によって作られた一枚岩の上を清らかな水が流れ、沢歩きが楽しめる岳切溪谷、日本一の数を誇る院内の石橋群、九州唯一のサファリ形式の自然動物公園などが存在しており、2017年度は国内外から約240万人の観光客が訪れている。また、グリーンツーリズム発祥の地である安心院地域を中心に周辺都市部からだけでなく関東・関西方面からも来訪者が増え、地域住民と都市住民との交流の輪が広がっている。

### (6) 地域づくり

本市においては、2015年度から2019年度の5年間を計画期間とする第二次宇佐市総合計画「前期基本計画」の中から、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を集中的・重点的に推進するため、平成27年に「宇佐市版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、実効性のある地方創生の取り組みを進めている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用することにより、地域の文化の魅力発信、良好な景観の形成や歴史・文化・風土を活かした観光資源の磨き上げとまちづくりの推進等によって宇佐ブランド力の向上につなげる。また、国内外からの交流人口の増加や地場産品等の観光消費の拡大、さらに農商工連携による6次産業化の促進による雇用の確保等へつなげ、この先、特定事業が定着、発展することで、農業所得の向上や原材料となる農産品の生産維持・拡大によって担い手不足の解消を図り、地域経済の好循環を生み出すとともに、最終的

には人口流出の抑止や移住・定住者の獲得へとつなげる。

加えて本特定事業と様々な連携事業を展開することで、市民をはじめ、来訪者の本市に対する愛着や誇りを持つことができる郷土愛の醸成と地域文化の継承を促進させる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市に訪れる年間約 240 万人の観光客のほとんどは、日帰り客で、以前から通過型観光が主流となっており、滞在型観光への転換が長年の課題となっている。このため、清酒の製造体験等の提供により、滞在時間を増やし、市内を周遊させ、消費活動の促進や宿泊者の増加につなげることで地域の活性化を図る。

次に、2013 年 5 月に認定を受けた「世界農業遺産」というネームバリューを活かし、グルメや名物、逸品を宇佐の地から全国に発信している宇佐ブランド認証品制度等の取組みに清酒製造過程で産出される米麴、酒粕、甘酒等とのコラボ商品を地元農家や地域の食品加工会社と協業して開発・販売し、また、製造体験場で製造された清酒とセットで酒の肴として提供することで、新たな販路開拓や宇佐ブランドのファンを獲得し、地元事業者の安定的な収益と雇用の維持、及び新たな人材による起業や創業につなげるなど地場産業の活性化を図る。

また、本特定事業により農業者の増加や所得向上、担い手不足の解消及び観光消費額の増加などを契機に、地域住民主体の持続可能な地域社会の実現に対する機運が高まることを期待される。本特定事業と併せて、観光及び地域の生活文化を積極的に情報発信し、また、製造体験者からも広く情報発信を行ってもらうことで、本市との関係を築き、交流、移住・定住へとステップアップさせることで地域コミュニティの活性化を図る。

さらに、本市の清酒文化は、古来より宇佐神宮の神前に奉納されるなど歴史は古く、市内の清酒製造場の周辺には、今でも古い街並みや寺社仏閣などの各種文化財が点在している所も多い。このため、「清酒」をキーワードに地域の歴史や文化、伝統芸能、産業、自然、環境など、地域にまつわる学習機会を提供することで、地域住民の本市に対する郷土愛の醸成や地域文化の理解を深め、さらには、ものづくり人材育成の観点から熟練技能の継承、担い手確保・育成につなげる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 観光入込客数の増加

物見遊山的な観光が主流であった本市において、特定事業による新たな体験型の観光コンテンツの登場は、本市を訪れる国内外の観光客に新たな来訪動機を創出するものである。さらに、製造場での体験のみならず、原材料となる米の田植えや稲刈り、清酒と地域の食文化をマッチングした体験ツアーなどを複合的に実施することで、新たな観光誘客を生み出す効果が期待できる。

## (2) 宇佐ブランド力の底上げ

特定事業を活用し、清酒と食を通じた宇佐の魅力を発信することで、プロモーション効果を飛躍的に高めることができる。また、在留外国人等については、帰国した後も清酒文化と宇佐ブランドの伝道師としてその魅力を世界に発信してもらうことで、宇佐・大分ブランドの価値や魅力を国内外へ増幅させることができる。

宇佐ブランド認証品とのコラボ商品の開発等によって、宇佐産品全般の認知度や信頼度を上げることに繋がる。また、既存の観光資源と特定事業及びその他のツールを組み合わせることにより、これまでの宇佐観光とは異なる楽しみ方や経済効果を生み出すことが期待される。

## (3) 持続可能で魅力的な地域の実現

農林水産品や食料加工品、工芸品などの特産品はもとより観光資源なども含めて、地域丸ごと国内外に売り込むことで、新たな販路開拓や付加価値を付け、各市場からの利益を誘引し、市内事業者や地域に還元することで、将来にわたって市内経済の好循環を生み出し、安定的な雇用機会の増大や関係人口拡大を促進させることに繋がる。

## (4) 郷土愛の醸成と地域文化と技の継承

市民が地域資源の価値を見つめ直す機会を提供することで、地域の歴史や文化、伝統的な技術の価値や可能性を再発見し、理解を深めることに繋がる。また地域への誇りや愛着を育み、将来にわたり地域で活躍する人材の育成と確保、伝統技術等の継承を後押しすることにつながる。

### 【数値目標】

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
当該施設への来場者数（人）	0	5,000	10,000	20,000
清酒の製造体験者数（人）	0	100	200	300
各種講習会の開催回数（回）	0	3	6	10
市内主要宿泊施設の宿泊者数（人）	86,000	86,500	87,500	89,500

※数値目標はすべて単年度の数値

## 8 特定事業の名称

7 1 2 清酒の製造場における製造体験事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

7 1 2 清酒の製造場における製造体験事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、清酒の製造免許を受けた製造場を有する清酒製造者で当該特区内に所在する当該特区の魅力の増進に資する施設内の体験製造場において、清酒の製造体験の機会を提供しようとする者

実施主体の氏名又は法人名：三和酒類株式会社

既存の製造場の所在地：宇佐市大字山本 2231 番地の 1 外 19 筆

既存の製造場の名称：三和酒類株式会社

なお、当該事業者が本特例措置を活用した他の製造体験場を本特区内に設けていないことを宇佐市として確認済みである。

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該規制の特例措置に係る税務署長の承認を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### ①事業に関与する主体

上記 2 記載の者で、当該規制の特例措置に係る税務署長の承認を受けた者

#### ②体験製造場が設置される施設の概要

名称：(仮称) 新酒造観光館

所在地：宇佐市大字辛島 4 番地の 3

当該施設において実施される清酒の製造体験以外の概要：

発酵をテーマとしたワークショップ

(甘酒スイーツ作り、梅酒作り、味噌作りなど)

<募集人数>

6名(1組)/日×年間3回=18名(※2年目以降、募集人数・開催回数の変更有)

その他：当該施設は長年、「下町のナポレオン」の愛称をもつ本格麦焼酎「いいちこ」で知られる三和酒類のアンテナショップとして地域に親しまれてきた施設をリニューアルするもので、清酒の製造体験場以外に、①発酵食品づくり体験や各種ワークショップなどを開催する体験フロア、②既存商品や当該施設製造商品及び宇佐ブランド認証品とコラボした商品などを取り扱う販売フロア、③販売

フロアで購入したものを食べたり飲んだりすることができる飲食フロア、④地ビールを飲むことができる Craft ビール場が整備される。また、南側のガーデンスペースを活用した各種イベントの開催も計画している。

### ③②の施設が地域の魅力の増進に資すると考える理由

当該施設は、三和酒類㈱の創業家のひとつ熊埜御堂酒屋（文政5年創業）が、不詳ながら昭和初期に築造したといわれる米蔵を移築再生したものである。また屋根瓦には、市内山本の三和酒類㈱第二工場内にかつて存在した九州最古級の寺院「虚空蔵寺跡」から出土した古瓦を再現したものを使用。虚空蔵寺は法隆寺と類似した伽藍配置や瓦を採用しているだけでなく、奈良の南法華寺のものと同じ型から作製したせん仏等が発見されている。この種の古瓦やせん仏は、古代国家の中枢、畿内地方及び中国、朝鮮等の大陸とも強い関係にあったことを物語るものであり、また、宇佐神宮から生まれた神仏習合の文化を伝える貴重な資料のひとつとして数えられる。このように当該施設は、地域の文化的要素を取り入れた建築物であるとともに、本市の歴史・文化の中心である宇佐八幡文化を伝える一旦を担っている。

さらに、当該施設に近接する泉神社は大化4年(649)に建立され、天平宝字3年(763)に境内の池の水で神酒を醸し、大神に奉ったところ、酒泉となったことから酒井泉社とも言われるなど、地域の清酒文化とも関係性は深く、当該施設がその言い伝え等を広める役割を果たすうえ、当該地は九州御坊として名高い東西本願寺別院と麓の風景が残る四日市門前町、宇佐海軍航空隊跡地などを巡る出発点に位置しており、既存周遊コースの新たな観光交流拠点として機能することが期待されている。また、長年の課題のひとつである宇佐神宮から中心市街地への誘客を促進する起爆剤としての期待も高く、当該施設が地域観光のゲートウェイ機能を果たすことで点在する観光資源をつなげ、回遊性を高めることによって周遊観光機会を創出し、観光消費の増加や地域間交流を促進させると考える。

また、現行の観光館においても、既に宇佐ブランド認証品（新品種の宇佐産大麦ニシノホシを原料に作られた焼酎、宇佐市安心院産ぶどうを原料とする「安心院ワイン」など）の販売、宇佐の観光名所等（宇佐神宮、四日市門前町、宇佐のグルメなど）の情報発信やPR活動を行っており、年間1,500名程度（うち半数は国内旅行者等）が来訪しているが、施設の老朽化が進み、販売フロアも手狭になっている。

今後は特に観光客の受入体制と地域の魅力増進を強化するため、当該施設を一新し、更には清酒の製造体験場を設置することで、宇佐ブランド認証品の販売促進や新たな来訪動機を創出する。また、市内に点在する歴史・文化・自然によって育まれた観光スポットとの連携や地域食材を使った特産品開発を通じて、それぞれ異なる魅力を掛け合わせることで、新たな観光・産業の付加価値を生み出し、観光交流を促進させることによって、国内旅行者だけでなく、訪日外国人観光客等の観光誘客をより一層高

める効果が期待できる。

#### ④清酒の製造体験事業の内容・募集人数

宇佐市の経済や文化の発展を担ってきた清酒の製造をテーマに国内の旅行者をはじめ、急増する訪日外国人観光客、在留外国人（例：立命館アジア太平洋大学の留学生）をターゲットとした清酒製造体験プログラムを開発・実施する。具体的には清酒の歴史・文化や酒米講座、製造体験の基礎講座などの座学と原料米の田植えから仕込み、充填まで一貫して行う製造体験事業を行う。

##### 【清酒製造体験事業】

基本過程：基礎講座（清酒の歴史・文化、酒米講座、安全・衛生教育）

生産過程：米の作付け（田植え・刈り取り体験）

製造過程：清酒作業体験（放冷、仕込み、搾入れ、搾り）

消費過程：清酒の利き酒、宇佐の食材とのペアリング体験

<募集人数>

6名（1組）/日×年間50組＝最大300名（※原材料の供給量等により変更有）

#### ⑤その他地方創生に資する活動の有無

清酒製造の産物（米麴・酒粕・甘酒）と地域の農水産物がコラボした宇佐地域ブランド商品の開発・販売等について、地方創生推進交付金を活用して行っている事業と連携して行う。これにより宇佐・大分ブランドの価値や魅力を増幅させる。また、行政機関や地元企業、生産者などと相互に密接な関わりを築くことで、衰退が懸念される農業・水産業の振興や地域経済の活性化、観光・交流の促進に寄与するものである。

#### ⑥認定計画特定清酒製造者及び認定地方公共団体における経済的社会的効果の発現見込等

認定計画特定清酒製造者においては、清酒の製造体験事業等を通じて観光誘客の促進と農商工連携による宇佐ブランド認証品の販売促進を図り、それに伴う農業・水産業の振興や新たな雇用創出等を生み出すことで地域の経済発展に貢献する。また、将来にわたり地域で活躍する人材の育成と確保、伝統技術等の継承を後押しする。

本市においては、清酒の製造体験事業という新たな体験型観光コンテンツの登場と地域の魅力を増進する施設のリニューアルにより、本市を訪れる国内外の観光客に新たな来訪動機を創出することが可能となり、滞在時間の延長や観光入込客数の増加が見込まれる。また、宇佐ブランド認証品とのコラボ商品の開発・販売によって、宇佐産品全般の認知度や信頼度を上げるほか、観光資源なども含めて、地域丸ごと国内外に売り込むことで、新たな販路開拓や付加価値を付け、各市場からの利益を誘引し、

市内事業者や地域に還元することで、市内経済の好循環を生み出すことにつながる。

⑦当該施設の完成予定日

2021年9月30日

⑧実施結果の報告

毎年7月末までに前1年に実施した製造体験事業の結果を内閣府地方創生推進事務局に報告する。報告書には、実施日時、参加人数、実施内容等の製造体験事業の実施の状況その他地方創生に資する活動の有無のほか、認定計画特定清酒製造者及び本市における経済的社会的効果の発現状況等を記載する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において清酒の製造免許を受けた者が、既存の製造場の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合において、当該特区に所在する当該特区の魅力の増進に資する施設内の体験製造場において、清酒の製造体験の機会を提供する場合には、当該特区内に所在する一の体験製造場と既存の製造場を一の清酒の製造場とみなし、当該体験製造場においても清酒を製造することが可能となる。

これにより、これまで本市が取り組んできた観光・交流事業を一段と活性化させる契機となるとともに、農家所得の向上や担い手不足の解消、農商工連携による6次産業化の取組みを促進させると考える。また、市民をはじめ、来訪者の本市に対する愛着や誇りを持つことができる郷土愛の醸成と地域文化の継承に効果があると考えられる。

なお、当該特定事業を行う場合、認定計画特定清酒製造者が所轄税務署長の承認を受ける必要がある。既存の製造場と一の製造場にみなされた体験製造場で清酒を製造する場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造（所轄税務署長からの承認を受ける前に体験製造場において清酒を製造する場合も含む。）を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、認定計画特定清酒製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。